

一般社団法人日本乳幼児精神保健学会理事選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本乳幼児精神保健学会の定款第4章第21条の理事の選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理)

第2条 理事選出のために選挙管理委員会(以下「選管委」とする)を設置する。選管委は、理事以外の個人会員若干名をもって構成され、委員長1人を互選する。

2. 選管委は次の事業を行う。
 - (1) 選挙の告示
 - (2) 電子投票用票の作成・配布・回収
 - (3) 開票および投票の有効・無効の判定
 - (4) 当選者の告示
 - (5) その他、選挙が公正に行われるために必要な事項
3. 委員は、理事会において選任する。

(選挙権)

第3条 次に定める要件を満たす個人会員、団体会員は、選挙権を有する選挙人となる。

2. 選挙実施年の告示により定めた日までに登録されている個人会員・団体会員であること。ただし、告示により定めた日以後、投票までの間に個人会員・団体会員でなくなった者、会費未納者および住所不明者は除くものとする。

(被選挙権)

第4条 次に定める要件を満たす個人会員、団体会員の代表は、被選挙権を有する被選挙人となる。

2. 選挙実施年の告示により定めた日までに登録されている個人会員・団体会員の代表であること。会費未納者は除くものとする。

(告示および通知方法)

第5条 被選挙人の名簿は、投票日の1か月前までに告示する。

2. 告示後1か月以内は選管委員会への異議の申し立てを認める。
3. 選挙の通知は郵便によらず、学会が指定した方法によって行う。

(選挙の時期)

第6条 この選挙は、現理事の任期終了日の6か月前までに実施しなければならない。

(定数)

第7条 理事の定数は、25人以内とする。

(任期)

第8条 理事の任期は、定款第6章第28条により2年とし、再任を妨げない。

(投票)

第9条 投票に関する一切の事務は選管委以外が行ってはならない。

2. この選挙は、原則として電子投票(インターネット方式)によって実施する。投票は無記名投票とする。

(投票の管理)

第10条 選挙管理委員長は、投票期間中に電子投票された票を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第11条 この選挙の開票は、選管委が定めた日に選挙管理委員が行う。

2. 開票中に発生した疑義は、選管委において協議し、処理する。

(投票の無効)

第12条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票手順で行わなかったもの。
- (2) 選挙の期日までに投票しなかったもの。
- (3) その他、選管委が無効と認めたもの。

(当選者)

第13条 この選挙の当選者は、選挙区ごとに、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2. 定数に達する順位の方が複数ときは、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。
3. 当選者が辞退したときは、次の得票数の者を当選とする。

(結果の告示)

第14条 選挙管理委員長は、選挙の結果を会員に告示しなければならない。第18条 理事は、総会により報告されるものとする。

(欠員の補充)

第15条 理事の欠員は、補充しない。

(選出規程の変更)

第16条 この選出規程は、理事会の議を経、社員総会の承認を得なければ変更することができない。

(選挙の疑義)

第17条 理事の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。